

ひと味違う！？

ウォッチねっとオリジナル「訪問販売お断りステッカー」 のご案内

各位

全国消費者行政ウォッチねっと

ウォッチねっとでは、平成20年の特定商取引法改正による再勧誘禁止規定導入後も訪問販売被害が後を絶たない現実を踏まえ、従来使われてきたステッカーとはひと味違う「訪問販売お断りステッカー」を考案しました。

今回ウォッチねっとが考案したステッカーは、特商法3条の2第2項の再勧誘禁止規定の勧誘拒絶の意思がより明確になるよう、拒絶の主体をその世帯全員とし、拒絶対象を具体的に特定するため、原則としてすべての訪問販売の形態による商品・役務の勧誘・契約を拒絶することを明示しました。他方で、消費者の選択権を確保し、拒絶の対象をより具体化するため、ステッカーを貼った消費者自身が許容する訪問販売事業者・事業類型については別途表示できるよう、業者・業者名を記載するパーツ（パーツ③）を用意しました。

さらに、特商法について記載した部分（パーツ②）については厳しい表現となっているため、「そこまでは・・・」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。そのような方にも配慮し、パーツ①とパーツ②の一方或いは両方を選択して使用することができるようにしてあります。 ※詳細はサンプルをご覧ください。

皆様におかれましては、訪問販売被害の未然防止のため、是非ウォッチねっとのステッカーをご購入頂き、広く配布して頂きたいと考えております（地方消費者行政活性化基金等を積極的にご利用下さい）。

サンプルのもの（「標準タイプ」）は一枚30円、電話番号等の変更を伴うもの（「アレンジタイプ」）は一枚50円となります。標準タイプは一枚から、アレンジタイプは1000枚から承ります。

※ご注文受付後、若干日数を要する場合がありますのでご容赦下さい。

※送付するステッカーとともに請求書をお送り致しますので、請求書に記載された振込先にご入金をお願いします（商品・送料の合計金額が1000円未満の場合には切手でのお支払いもお受け致します。）。

※送料・振込手数料（切手の発送費用）はご注文者の負担となります。

※不良品以外の返品はご遠慮下さい。

【問合せ先】

〒260-0013 千葉市中央区中央 4-8-8 日進ビル 4 階

全国消費者行政ウォッチねっと 事務局長 弁護士 拝師（はいし）

TEL043-225-6665 FAX043-225-6663 haishi@chime.ocn.ne.jp

注文書

全国消費者行政ウォッチねっと 事務局宛

FAX 043-225-6663

e-mail haishi@chime.ocn.ne.jp

訪問販売お断りステッカーを以下のとおり注文します。

※送料・振込手数料（切手の発送費用）はご注文者負担となります。

標準タイプ _____枚×30円＝合計_____円

アレンジタイプ _____枚×50円＝合計_____円

→変更部分をご記入下さい。

--	--

【ご注文者氏名（団体名）】 _____

【ご担当者氏名】 _____

【連絡先】 TEL _____ - _____ FAX _____ - _____

e-mail _____

【納品先住所】

〒 _____ - _____

TEL _____ - _____ (上記連絡先と異なる場合)

①

訪問販売による 一切の勧誘・契約締結を お断りします。

これに違反した業者は
消費生活センターに
通報します
消費者ホットライン
0570-064-370



全国消費者行政ウォッチねっと

②



●当世帯の全居住者は、訪問販売の形態による一切の商品・権利・サービスについての販売・提供の勧誘をお断りします。

●訪問販売の形態による一切の売買契約・役務提供契約の締結についても拒否します。

●この表示により、特定商取引法三条の二第一項の二訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したこととなります。

●したがって、この表示に反して勧誘行為を行った場合には、同法に違反する違法行為となります。その場合には同法7条・8条に基づく行政処分（指示・業務停止）の申立を行いますのでご注意ください。

③

以下の事業者さんについては訪問販売による勧誘を例外的に承諾します。